

# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案  
規制の名称：基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項への外国人等  
が占める議決権の割合等の追加等  
規制の区分：新設、改正(拡充)、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局：総務省情報流通行政局放送政策課  
評価実施時期：令和4年1月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b> 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

#### 【現行制度】

電波法（昭和25年法律第131号）及び放送法（昭和25年法律第132号）は、基幹放送（※1）の業務や認定放送持株会社（※2）の認定及び無線局の免許等において、外資規制（国籍規制、役員規制及び出資規制）を設けている。

具体的には、これらの認定又は免許（以下「認定等」という。）の申請において外資規制等を「欠格事由」として審査し、外資規制等に適合していない者には認定等を与えないこととし、また、認定等を受けた後に外資規制等に違反した場合には、総務大臣はその認定等を取り消さなければならないと規定されている（絶対的欠格事由）。

他方、基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者が間接出資規制に違反した場合に限り、違反の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、期間を定めて取り消さないこととできる是正措置が設けられている。

#### 【現行制度の課題】

現行制度では、外資規制の基準に用いられる外国人等が占める議決権の割合や外国人等の役員に関する事項（以下「議決権割合等」という。）が、認定等の申請書や添付書類の記載事項として法律において明文上位置づけられておらず、また、議決権割合等に変更があった場合については、認定放送持株会社を除き、法律で届出義務が課されていないため、総務大臣は、外資規制の適用を受ける者のその適合性や遵守状況を十分に把握することができない状況にある。

また、外資規制に違反した基幹放送事業者や認定放送持株会社、外資規制の適用を受ける無線局の免許人（以下「基幹放送事業者等」という。）に対して、一律に認定等を取り消すこととすれば、基幹放送事業者等が行う基幹放送の受信者の利益や公共の利益が失われるおそれがあり、放送やサービスを継続しながら違反の是正を求める措置の整備が必要である。

#### 【規制を実施しない場合の予測（ベースライン）】

上記の現行制度における課題に対して、認定等の申請時において議決権割合等を申請書の記載事項とせず、また、議決権割合等に変更があったときの届出を義務化しない場合、基幹放送事業者等の外資規制違反が看過され、違反した基幹放送事業者等に対して迅速な対応が困難となる。

また、外資規制に違反した者に対して、放送やサービスを継続しながら違反の是正を促す措置を整備しない場合、違反した基幹放送事業者等の認定等が一律に取り消されることとなり、基幹

放送の受信者や無線サービスの利用者が予期せぬ不利益を被るおそれがある。

これらの規制措置を講じなかった場合の影響については現在においても生じているものであり、その影響は5～10年経過後も変わるものではないことから、現状をベースラインとするものである。

※1 地上基幹放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をいう。

※2 1以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とする会社であって、2以上の基幹放送事業者を関係会社とする株式会社等

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

上記②のとおり。

【課題解決手段の検討】

外資規制が認定等における絶対的欠格事由となっていることに鑑みれば、基幹放送事業者等の外資規制への適合性を十分に把握し、これらの者が外資規制に違反したときには、その認定等を取り消すことにより、外資規制の実効性を確保する必要がある。そのためには、議決権割合等を認定等の申請書や添付書類の記載事項とし、変更があったときの届出義務について法律に規定することが適当と考えられる。この点、議決権割合等の提出又は変更があったときの届出を任意とした場合、外資規制への適合性の把握のために必要な情報の収集が困難となる。また、行政庁が自ら調査する手段も考えられるが、基幹放送事業者等が公表する情報は限られており、多数の基幹放送事業者等についてすべて調査を行い、違反の端緒を把握することは困難と考えられる。

加えて、外資規制の実効性を確保しつつ、軽微な違反による認定等の取消しによって受信者や利用者の利益に影響を生じさせないようにするためには、違反があったときの是正措置の対象を全ての外資規制対象者の直接出資規制・間接出資規制及び役員規制の違反に拡大することが適当と考えられる。是正を行うための期間を行政指導で確保する非規制手段も考えられるが、外資規制に違反した場合の取消しを法律上規定していることを踏まえれば、当該是正措置も法律に位置付けることが適当である。また、法律で位置づけることにより、制度の透明性が一層確保でき、放送事業者等及び受信者における予測可能性の向上にも資する。

【規制の内容】

基幹放送事業者等に係る外資規制に関する制度について、以下のとおり整備する。

(ア) 議決権割合等について、認定等の申請書又は申請書の添付書類の記載事項として法律上位

置付けた上で、議決権割合等に変更があった場合には、届出義務を課し、その違反は罰則で担保する。

(イ)外資規制違反に対し、一定の要件を満たす場合に、期間を定めてその是正を求める措置に係る制度を整備する。

(ウ)外資規制違反の防止を図るため、社会的影響力が相対的に低い一部の者（出資規制1/3以上の者：衛星基幹放送・移動受信用地上基幹放送の基幹放送局提供事業者、及び基幹放送局以外の一部の無線局の免許人等）を除き、外資規制の遵守のために講じた措置の実施状況などを定期的に報告させることとする。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【記載事項の追加及び議決権割合等の変更があった場合の届出等関係の遵守・実施費用】

上記2③の（ア）の規制に関して、議決権割合等は総務省令の定めにより認定等の申請書又は添付書類の記載事項として現行制度においても提出を求めており、また、変更届出についても総務省令等で規定されているものであって、本規制はこれに法律上の位置付けを与えるものであることから、基幹放送事業者等において新たな負担や費用が発生するものではない。

#### 【期間を定めて違反の是正を求める措置関係の遵守・実施費用】

上記2③の（イ）の規制に関して、現行制度下でも基幹放送事業者等が外資規制に違反した場合には、当該違反をした者はその違反の状態を是正しようとする例が見受けられ、その際には是正に係る費用が発生するものであることから、本規制は特段の費用の増加を伴うものではない。

#### 【外資規制の遵守のために講じた措置の実施状況などの定期的な報告】

上記2③の（ウ）の規制に関して、基幹放送事業者等においては従来から必要に応じて外資規制の遵守のための措置を講じているものであり、単に実際に講じた措置を報告させるに過ぎず、基幹放送事業者等に対して何らかの措置を講じることを新たに求めるものではないことから、本規制の導入によって追加的に発生する作業は、提出用の書式への記入等が想定される。当該報告に係る資料の作成・提出に係る費用について、一律に示すことは困難であるが、仮に、上記報告の求めが年1回あり、資料の確認・記入作業や提出作業に4時間、担当者2名を要するものとする、規制の対象となる認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は認定放送持株会社1社あたりの平均的な一事業年度における費用は、以下のようになる。

2,942円（担当者の時給（※））× 4時間（作業に要する時間）× 2人（実際に作業を行うと考えられる人数）× 1回=23,536 円

※ 2,942 円＝（民間給与実態統計調査（国税庁、令和2年）の平均給与額（年間、正規）  
4,957千円÷（労働統計要覧（厚生労働省、令和2年度）の年間総労働時間（実労働時間数）  
事業所規模30人以上）1,685時間

仮に、総務大臣が規制の対象となる認定基幹放送事業者 41 社、特定地上基幹放送事業者 529 社及び認定放送持株会社 10 社（計 580 社）に対して、年に 1 回資料の提出を求めた場合、年間の遵守費用の総額は、以下ようになる。

23,536 円（1社あたりの平均的な費用）× 580 社（認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び認定基幹放送事業者の数）＝13,650,880 円

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

該当なし。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

該当なし。

#### 5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制の改正にあたっては、総務省において開催した「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」により議論が行われ、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」（令和4年1月21日）として改正の方向性（※）が示されている、本規制は、この方向性に沿ったものとなっている。

※ 本規制について、「外資規制に係る事項に変更があった場合には、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度を導入することが適当と考えられる。加えて、社会的影響力が相対的に低い一部の事業者等を除き、当該放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入する」ことが適当とされている。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正について施行後5年を目途に事後評価を実施する。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

遵守費用が推計された2③（ウ）の定期的な報告については、規制の妥当性を事後評価において検証するため、定期的な報告に先立つ問合せ件数や、対象事業者へのヒアリング等を通じて、当該報告に伴い発生した費用等を確認し、事後評価の指標とする。